

令和6年能登半島地震により被災された方へ 税制上の特例措置が受けられます

問い合わせ 小松税務署 ☎22・1171 税務課 ☎24・8030

災害による損失を令和5年分の所得税の軽減に適用できます

令和6年1月1日に発生した災害の損失は、本来、令和6年分の所得税の計算に反映されますが、特例対応として発災前年の令和5年分の所得税への適用が認められます。これにより税額の軽減や還付を実質的に1年早く受けることができます。

災害により住宅や家財などの損失が生じた方



雑損控除の特例

災害などで資産に損害を受けた場合などに、一定の金額の所得控除を受けられます。

今回の地震で住宅や家財などの資産に損失が生じたときは、令和5年分の所得税および令和6年度分の個人住民税の計算で、その損失の金額を雑損控除の適用対象にできます。また、控除しきれない場合は、翌年以後5年間まで繰り越し可能です。

災害減免法の特例

今回の地震で住宅や家財に甚大な被害(時価2分の1以上)を受けたときは、令和5年分の所得税で災害減免法による所得税の軽減・免除を受けることができます。

※「雑損控除」との選択制のため、どちらか有利な方を選んで申告する必要があります。

災害減免法により軽減または免除される所得税等の額

所得金額の合計額	所得税等の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円を超え750万円以下	2分の1の軽減
750万円を超え1,000万円以下	4分の1の軽減

雑損控除説明会のお知らせ

今回の地震で家屋などに損失が生じた方を対象に、説明会を開催します。

と き 4月26日(金) ①10時30分～ ②13時30分～(2回開催)

ところ 小松市民センター セミナールーム

内 容 雑損控除の制度内容、必要書類などの解説

定 員 各50人程度(予約不要)

石川県・富山県在住の方は申告などの期限が延長されています。

状況が落ち着き次第、税務署へご相談ください。



災害により事業用資産などに損失が生じた方

今回の地震で生じた事業用資産等の損失金額を、令和5年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入できます。また、損益通算しても引ききれなかった損失の金額(純損失)がある場合は、翌年以後5年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除できます。

※青色申告の場合は、純損失の金額をその年の前年に繰り戻して還付の請求をすることもできます。

災害に関する各種税制措置の詳細は、
国税庁ホームページをご覧ください。



その他の支援制度は、市ホームページ
をご確認ください。

